

資料1－1

影響調査事例研究ワーキングチームのこれまでの 経緯

影響調査事例研究ワーキングチームについて

1 目的

各府省による男女共同参画の視点に立った施策の企画・立案、実施を促進するための支援策に関して、影響調査専門調査会における検討を支援するため、「影響調査事例研究ワーキングチーム（仮称）」を編成して、これまでの「男女共同参画影響調査研究会報告書」（平成12年12月）及び「諸外国の国内本部機構の組織と機能に関する調査研究報告書」（平成9年3月）などに示された基本的な考え方や影響調査内容等をより明確化しつつ、具体的な事例研究や各省による実施を確保するための方策等について作業を行う。

2 成果

（1）影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書（平成15年11月）

【検討状況】

第1回会合（平成14年8月6日開催）

- ・ワーキングチームの目的と今後の進め方
- ・影響調査自己評価のこれまでの経緯
- ・影響調査のための今後の課題
- ・参考となる影響調査の事例

第2回会合（平成14年10月24日開催）

- ・阪神・淡路大震災を事例とした有識者からのヒアリング
 - －被災後の暮らし全般における男女共同参画について
 - －被災後の女性労働について 等

第3回会合（平成14年12月12日開催）

- ・防災と女性についてヒアリング
- ・影響調査について
- ・影響調査専門調査会での作業から一般化できる影響調査の流れについての含意について

第4回会合（平成15年2月25日開催）

- ・最近の動き
- ・神戸市の危機管理の取組み状況についてヒアリング
- ・防災とITの影響調査事例研究全体像について

第5回会合（平成15年4月23日開催）

- ・影響調査事例研究ワーキングチームの経過報告について
- ・神戸市聞き取り調査報告
- ・まちづくりを事例に影響調査を進めるにあたって 等

第6回会合（平成15年5月29日開催）

- ・まちづくりについてヒアリング

- －住まい・まちづくりと男女共同参画について
- －「まちづくりへの女性の参画を促すプロジェクト」（ノルウェー）、地方公共団体による女性の視点を踏まえたまちづくりについて
- －電子的まちづくり構想について

第7回会合（平成15年6月23日開催）

- ・影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書（第1次スケルトン）について

第8回会合（平成15年7月25日開催）

- ・影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書（案）について

（2）都道府県・政令指定都市等取組事例集（平成17年3月予定）

【検討状況】

第9回会合（平成16年5月24日開催）

- ・今後のワーキングチームの進め方について
- ・都道府県・政令指定都市等の取組に係るヒアリング
埼玉県における「男女共同参画配慮度評価」について
千葉県における「男女共同参画計画に位置付けられている個別事業等の影響評価」について

第10回会合（平成16年7月5日開催）

- ・都道府県・政令指定都市等の取組に係るヒアリング
熊本県における「男女共同参画施策評価」について
大阪市における「男女共同参画影響調査」について

第11回会合（平成16年10月15日開催）

- ・都道府県・政令指定都市等の取組に係るヒアリング
群馬県における「ぐんま男女共同参画プランの評価」について
新潟県における「男女共同参画施策評価」について
福井県武生市における男女共同参画の取組について

第12回会合（平成17年2月10日開催）

- ・影響調査事例研究ワーキングチーム 都道府県・政令指定都市等取組事例集（素案）について

「影響調査事例研究ワーキングチーム中間報告書～男女共同参画の視点に立った施策の策定・実施のための手法の試み～」(ポイント)

影響調査は、男女共同参画社会の形成に及ぼす施策の効果(アウトカム)及び波及効果(副次的効果)あるいは意図しない効果を調査し、男女共同参画の視点から施策の改善すべき点を明らかにする調査。

実施主体
男女共同参画会議
関係府省、地方公共団体

調査

調査項目1

女性と男性のそれぞれの役割や状況、女性と男性が実際に必要としている事柄等を調査・把握する。

調査項目2

女性と男性に対する施策の効果(アウトカム)及び波及効果(副次的効果)あるいは意図しない効果を検討する。

分析・評価

施策によって男女が享受できる便益に格差がある場合、男女が等しく便益を享受できるように施策の改善されるべき点を明らかにする。

調査手法例

調査手法1	健康ちば21の策定
①検討対象とする施策に関する指標を男女別に収集し、女性と男性で比較をする。	「健康ちば21」を策定するにあたり、男女の区分を重視してデータを収集。 (例)性別年齢別死因、性別骨折の割合等
②データから男女共同参画の視点から女性と男性について明確な違いが存在するか否かを検討する。	男女別死因、女性特有の疾病等収集したデータから女性と男性の明確な違いを検討。
③女性と男性に対応した政策に見直す。	男女別データの取得の推進を図ることが施策の見直しとしては考えられる。一方、千葉県では女性専用外来を県立病院に設置。

影響調査の効果的な実施のために

- ・性別データの収集・整備
- ・女性と男性の意見等の収集方法の活用

- ・外部の専門家との連携
- ・関係府省(部局)間の連携
- ・研修の実施
- ・事例の収集と手法の開発

調査手法例

調査手法2	配偶者に係る税控除
① 検討対象とする制度・慣行がどのような選択肢に関わっているか明らかにする。	年収103万円を境にその配偶者の所得課税に配偶者控除が適用されなくなることから二つの選択肢が考えられる。①配偶者は年収が103万円以下になるように働く、②配偶者は年収が103万円を超えて働く。
②-1 どの選択肢が実際に選択されているかを調査する。	就業調整を行った女性パートタイム労働者の所得分布は年収90万～110万が一番高い。女性30～44歳の再入職の7割近くはパートである。年収103万円以下になるように働いていると考えられる。
②-2 各選択肢への国民の選好度を把握し、前記の実際の選択との乖離等を見る。	20代後半から30代前半の女性で就業を希望する者は多く、潜在的な労働力率が高い。また、再就業において「正社員として働ける会社がない」の割合が増加していることから、年収103万円を超えて働きたいという意向は強いものと思われる。
③-1 各選択肢が選ばれた理由等は何かを明らかにする。	意識調査から女性が年収などについて就業調整を行う理由に「年収103万円を超えると税金を支払わなければならないから」、「一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり配偶者特別控除が少なくなるから」等を挙げている。
③-2 各選択肢が所得等の面でどのような違いをもたらすかを適切な指標等により明らかにする。	就業調整した場合、実際に減額された税額は生涯を通じて112万円程度。生涯可処分所得は女性が「退職後パート」の場合は、女性が継続して勤務した場合と比べ、1億円以上減少する。
④ 自由な選択を可能とする上で改善が必要な場合には中立性確保のため制度・慣行を見直す。	配偶者控除・配偶者特別控除は、国民の負担に与える影響を調整するよう配慮しつつ、縮小・廃止する。